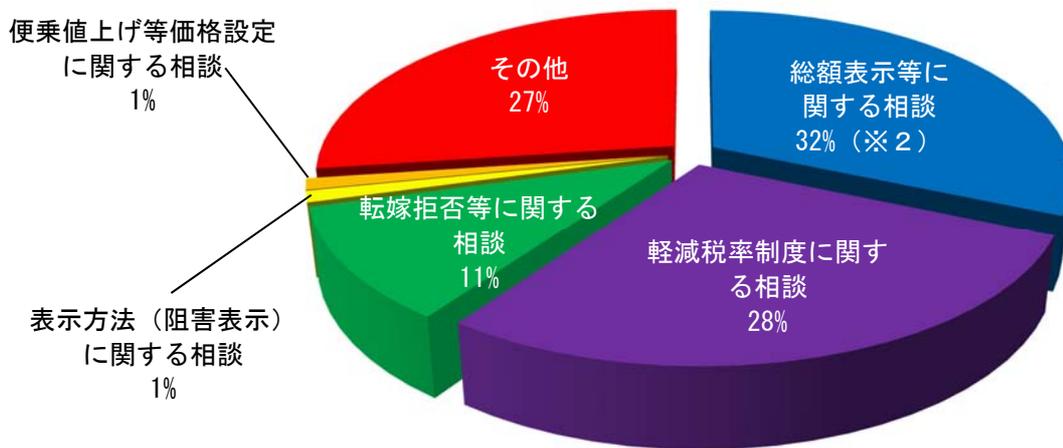


消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 29 年 8 月(8/1～8/31)の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

8 月の相談件数：電話 87 件、メール 5 件
【相談内容（全 92 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 消費者です。あるスーパーでの値札に、税抜価格が大きく表示され、併記されている税込価格は小さく表示されていました。このような表示は問題ないのでしょうか。

A. 税込価格に併せて税抜価格を表示する場合に、表示媒体における表示全体からみて、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤解されることがないように表示されていれば、税込価格が明瞭に表示されているといえ、価格について一般消費者に誤認を与えることとはならないため、消費税転嫁対策特別措置法第 11 条により、景品表示法第 5 条(不当表示)の適用が除外されます。

そして、税込価格が明瞭に表示されているか否かの判断に当たっては、①税込価格表示の文字の大きさ、②文字間余白、③背景の色との対照性の各要素が総合的に勘案されることとなります。商品の値札に税抜価格が大きく表示され、その下に税込価格が小さく表示されている場合において、税込価格表示の文字の大きさが著しく小さいため、一般消費者が税込価格を見落としてしまうと認められるような表示である場合などには、税込価格が明瞭に表示されているとはいえ、問題があります。そのような表示が行われ

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 1 件

※2 うち総額表示に関する相談が 21%、消費税一般に関する相談が 79%

ていた場合には、お手数ですが消費者庁までご相談くださいますようお願いいたします。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 個人で事業を営んでいる課税事業者です。消費税率が8%に引き上げられた際にも、取引先から支払ってもらった取引価格は据え置きのままです。このような行為は問題であると考えますが、今後、当方の売上が減少し免税事業者になった場合でも、取引先が取引価格を据え置く行為は問題であるとの理解でよろしいでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める行為は、「買ったとき」として問題になります。

なお、免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払いには、消費税相当額分を負担している点に留意する必要があることを踏まえると、免税事業者であることを理由に、特定事業者が免税事業者である取引先に対し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める行為は、合理的な理由がない限り、「買ったとき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 平成35年10月1日に適格請求書等保存方式が導入されると、適格請求書を保存しないと消費税の仕入税額控除は受けられなくなるのですか。

A. 平成35年10月1日以降は、帳簿及び適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。また、適格請求書を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者(適格請求書発行事業者)のみです。

ただし、経過措置として、平成35年10月1日から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者(免税事業者等)から行った課税仕入れについて、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及び帳簿を保存している場合には、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除を行うことができます。

・平成35年10月1日から平成38年9月30日まで 仕入税額相当額の80%

・平成38年10月1日から平成41年9月30日まで 仕入税額相当額の50%

詳細につきましては、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度について」に掲載されているQ&A等でご確認いただくか、所轄の税務署までお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q. おもちゃ付きお菓子(その商品の価格のみを提示)の製造販売業者です。おもちゃ付きお菓子は軽減税率が適用されますか。

A. おもちゃ付きお菓子のような、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産の価格のみが提示されているものを「一体資産」といいます。

一体資産については、次のいずれの要件も満たす場合に限り、その全体が軽減税率の適用対象となります。

① 一体資産の譲渡の対価の額(税抜価額)が1万円以下であること。

② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること。

したがって、ご質問のおもちゃ付きお菓子が、上記①及び②に該当する場合は、軽減税率の対象とな

ります。

なお、ここでいう合理的な方法とは、例えば、一体資産の売価のうち、食品の売価の占める割合や、一体資産の原価のうち、食品の原価の占める割合による方法があります。

軽減税率の個別具体的な適用関係等につきましては、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q. 中小事業者です。現在、簡易課税制度を選択し、消費税の申告をしています。軽減税率制度実施後は、簡易課税制度を選択している事業者でも、売上げを税率ごとに区分する必要がありますか。

A. 簡易課税制度を選択している場合、仕入れに係る消費税額は税率ごとに区分した売上げに係る消費税額に、事業に応じた「みなし仕入率」を掛けて計算することとなります。

したがって、簡易課税制度を選択している場合であっても、売上げについては税率ごとに区分し、売上げに係る消費税額を計算する必要があります。

なお、軽減税率制度実施後、一定期間、売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者(基準期間(法人:前々事業年度、個人:前々年)における課税売上高が5,000万円以下の事業者)の方には、売上税額の計算の特例が設けられています。

詳細につきましては、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度について」に掲載されているQ&A等でご確認いただくか、所轄の税務署までお問い合わせください。

国税庁ホームページ: <https://www.nta.go.jp>

Q. 飲食店を営んでいる事業者です。飲食店での食事の提供(いわゆる外食)については軽減税率が適用されないと思いますが、提供する食事の食材の仕入れには軽減税率が適用されますか。

A. 食材の販売は、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。したがって、ご質問の食材の仕入れは、軽減税率の適用対象となります。

詳細につきましては、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度について」に掲載されているQ&A等でご確認いただくか、所轄の税務署までお問い合わせください。

国税庁ホームページ: <https://www.nta.go.jp>

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話 : 03-3539-2610